



鳥取県公報

令和元年9月3日(火)
第9132号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	知事指定薬物の指定(213) (医療・保険課) 2
	知事指定薬物の指定の失効(214) (〃) 3
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出(5件) (215~219) (企業支援課) 3
	国土調査の成果の認証(220) (農地・水保全課) 6
	公共測量の実施(221) (県土総務課) 6
	指定居宅サービス事業の廃止の届出(222) (中部総合事務所福祉保健局) 7
	指定居宅サービス事業の廃止の届出(223) (西部総合事務所福祉保健局) 7
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出(224) (〃) 7
	指定障害福祉サービス事業者の指定(225) (〃) 7

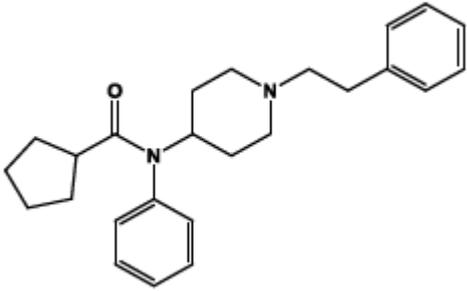
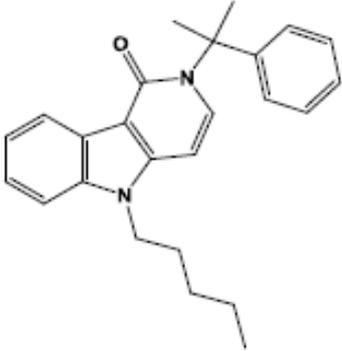
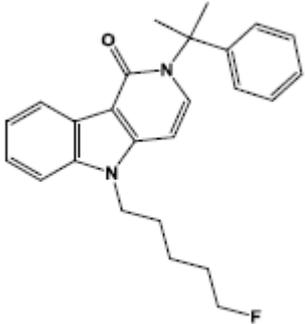
告 示

鳥取県告示第213号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
1-知(1)-3	Cyclopentyl fentanyl	<p>N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]シクロペンタンカルボキサミド及びその塩類</p> 
1-知(1)-4	CUMYL-PEGACLONE	<p>5-ペンチル-2-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-ピリド[4,3-b]インドール-1-オン及びその塩類</p> 
1-知(1)-5	5F-CUMYL-PEGACLONE	<p>5-(5-フルオロペンチル)-2-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-ピリド[4,3-b]インドール-1-オン及びその塩類</p> 

鳥取県告示第214号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和元年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
1-知(1)-1	3-MeO-PCP	令和元年6月18日	令和元年6月23日
1-知(1)-2	CUMYL-4CN-B7AICA	〃	〃

鳥取県告示第215号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和元年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ倉吉北店 倉吉市河北町128-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6-10
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 代表取締役 深町 勝義
変更後 代表取締役 石田 卓巳
 - (2) 大規模小売店舗で小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 代表取締役 深町 勝義
変更後 代表取締役 石田 卓巳
- 4 変更年月日
平成30年7月10日
- 5 届出年月日
令和元年6月11日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
令和元年9月3日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県中部総合事務所地域振興局及び倉吉市企画産業部商工観光課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第216号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和元年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ米子東店 米子市淀江町佐陀977ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6-10
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 代表取締役 深町 勝義
変更後 代表取締役 石田 卓巳
 - (2) 大規模小売店舗で小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 代表取締役 深町 勝義
変更後 代表取締役 石田 卓巳
- 4 変更年月日
平成30年7月10日
- 5 届出年月日
令和元年5月13日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
令和元年9月3日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第217号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和元年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス西倉吉店 倉吉市西倉吉町字稲荷19-5ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
JA三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤 真樹 東京都中央区銀座八丁目13-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司
変更後 ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志
- 4 変更年月日
令和元年5月1日
- 5 届出年月日
令和元年8月22日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間

令和元年9月3日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県中部総合事務所地域振興局及び倉吉市企画産業部商工観光課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に關し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第218号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和元年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス湯梨浜店 東伯郡湯梨浜町大字田後字三ノ内河原413ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

リコーリース株式会社 代表取締役 瀬川 大介 東京都江東区東雲一丁目7-12

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司

変更後 ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志

4 変更年月日

令和元年5月1日

5 届出年月日

令和元年8月22日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和元年9月3日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県中部総合事務所地域振興局及び湯梨浜町産業振興課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に關し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第219号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和元年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス伯耆店 西伯郡伯耆町大殿字北龍光田950ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

NTTファイナンス株式会社 代表取締役 坂井 義清 東京都港区港南一丁目2-70

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司
 変更後 ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志

- 4 変更年月日
令和元年5月1日
- 5 届出年月日
令和元年8月22日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
令和元年9月3日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び伯耆町企画課経営企画室
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第220号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和元年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥取市	平成29年度及び平成30年度	鳥取市(用瀬町家奥の一部)の地籍図及び地籍簿	鳥取市用瀬町家奥の一部	令和元年9月3日
〃	〃	鳥取市(鹿野町河内の一部)の地籍図及び地籍簿	鳥取市鹿野町河内の一部	〃
〃	〃	鳥取市(国府町谷及び清水の各一部)の地籍図及び地籍簿	鳥取市国府町谷及び清水の各一部	〃
〃	〃	鳥取市(気高町上光、土居及び宿の各一部)の地籍図及び地籍簿	鳥取市気高町上光、土居及び宿の各一部	〃
〃	〃	鳥取市(福部町栗谷の一部)の地籍図及び地籍簿	鳥取市福部町栗谷の一部	〃
〃	〃	鳥取市(青谷町大坪の一部)の地籍図及び地籍簿	鳥取市青谷町大坪の一部	〃

鳥取県告示第221号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県農林水産部東部農林事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和元年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量、用地測量)
- 2 作業期間 令和元年9月10日から令和2年2月25日まで

3 作業地域 鳥取市賀露町西の一部及び同町南の一部

鳥取県告示第222号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年9月3日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社みやがわ温泉保養所	株式会社みやがわ温泉保養所	東伯郡湯梨浜町大字長江202-6	令和元年8月19日	令和元年9月30日	通所介護

鳥取県告示第223号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年9月3日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社増谷慶一郎薬局	有限会社増谷慶一郎薬局元町店	境港市元町1797	令和元年8月26日	令和元年9月30日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第224号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和元年9月3日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社増谷慶一郎薬局	有限会社増谷慶一郎薬局元町店	境港市元町1797	令和元年8月26日	令和元年9月30日	介護予防居宅療養管理指導

鳥取県告示第225号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和元年9月3日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社 R E L I F E	米子市和田町3618-8	みらいず	米子市新開二丁目14-38	自立訓練（生活訓練）、就労継続支援B型	令和元年8月26日